

第3回渡嘉敷村観光協会設立準備委員会
議事録（案）

【実施日時】2018年10月17日（水） 13:30-15:20

【開催場所】渡嘉敷村役場（大会議室）

【出席者】（敬称略）

＜準備委員会出席者＞…計14名

大城良孝（委員長）、玉城広喜（副委員長）、平田春吉、神里敏明、新垣聡、
松本晃、國吉真之助、新垣徹、大城秀幸、仲里隆司、篠崎健司（コーディネーター）

＜オブザーバー＞

渡嘉敷村商工会：田中守

環境省：

【委任状】…計2名

金城直、玉城真、我喜屋元作、宮平鉄一郎

＜事務局＞…計3名

渡嘉敷村：山城淳

ライヴス：花咲宏基、幸喜新

事務局 山城）

みなさまこんにちは。お忙し中お集まり頂きましてありがとうございます。第三回渡嘉敷観光協会設立準備委員会開会にあたり最初に委員長であります山城良孝よりご挨拶申し上げます。

大城良孝 委員長）

みなさまこんにちは。第三回目の観光協会設立準備委員会ですけれども、台風の欠航により左右された形で、少し後ろの方に日程を持ってきましたけれども、これまで二回の準備委員会で協議したことを、しっかりと踏まえて今日の委員会ということでございます。大きくは三つのことを検討していきたいと思っておりますので、来年2月、4月1日の本格的稼働に向けてみなさまの忌憚のないご意見をよろしくお願い致します。

事務局 山城）

委員長有難うございました。それでは、次第に沿いまして進めてまいりたいと思っております。

ライヴス 花咲）

みなさまこんにちは。前回は7月4日の開催でございましたので、3か月延びてしまいました。みなさまには議論を活発に頂きまして、今年度中に観光協会を設立するという目標は変わりませんので、ご尽力を賜れば有り難く存じます。

少し「観光」の置かれています環境についてお話しさせて頂きますと、弊社は全国の自治体や観光協会のみなさまからご相談を頂いております。その相談内容からすると、国の地方創生の予算が「観光」へ振られてきているのではないかと思います。経済産業省からは観光予算を増やすので提案して欲しいということもあります。

その受け皿として地方自治体よりも、観光協会やDMOに予算を出していくという話がございます。

今年度中に渡嘉敷の観光協会を設立しまして、これから施策が出てくる中で受け皿となって頂けたらと思いますので、改めてお力を賜りたいと存じます。

そこで3カ月時間が経ちましたので、はじめに現在の設立準備委員会の進行状況の確認を致します。

本日は、観光協会の事業計画と業務の確認と定款案についてご検討頂きたいと思います。

それでは、観光協会の事業計画並びに業務の確認をさせていただきます。

お手元の「事業計画書案作成の考え方」をご覧ください。

先ず観光協会の人員は3名体制で事業計画を作っております。

事務局長、修学旅行受入担当、観光協会窓口業務等全般を担当する3名です。

前回との違いは渡嘉敷村役場からの出向者は出さないという形で、事業計画書案を作成しております。

観光協会の収入と支出の部分については変わっておりませんが、大切なところですのでご説明しますと、本年度の渡嘉敷村からの予算の移行による収入、既存の一括交付金の活用を検討する、渡嘉敷村商工会の修学旅行受入事業の移行による収入、新たな事業による収入を考えております。

支出については、3名体制での業務内容で支出、新たな事業に掛かる支出です。

この収入と支出で事業計画を掲げた際、今後の作業としましては、商工会からの修学旅行受入事業の収支の資料の提出と予算の移行の調整、渡嘉敷村関係部署との予算の移行の調整、一括交付金の活用についても、今後検討が行われるものと思います。

この考え方をもとに事業計画書案をご議論頂きたいと思います。

その前に、延期となった第三回準備委員会の時に篠崎先生が作成しました資料についてご説明を頂きたいと思います。

篠崎健司 委員)

跡見学園女子大学の篠崎です。どうぞよろしくお願いたします。

前回は大学の行事と重なり欠席ということでメモをつくらせて頂いておりましたので、ご説明したいと思います。

その前に、先週学生 4 人と渡嘉敷へ来ましたが、自分たちであれば渡嘉敷で何がしたいか、どんな魅力があるのか、将来の着地型観光旅行商品を視野に入れながら、どんな提案ができるのかを調査をしました。

学生目線で気づく点もあれば、一方不満もあったようです。もしかすると一般の観光客も同じように思われるかもしれないと、今後の着地型観光旅行商品を造っていく中でご提案をさせて頂けたらと思います。

本題に戻りますと、

1. 事業計画書（案）について

(1) 全体像（収入・支出）の把握と事業化への合意形成

各項目の詳細な検討は別途行うとして、現状の計画（案）では、約 950 万円の収入不足となっており、これらを自主財源の確保事業、施設管理料、その他（自動販売機管理業務）などで賄うこととなっています。その大部分は自主財源となる渡嘉敷村観光協会の自主事業となると思われます。

考え方としては、これだけの自主事業を行うことは難しいとすれば、支出を削らざるを得ず、現状 3 名としているスタッフを当初は 2 名に減らすなどの措置も検討する必要があります。

一方で、先に掲げた自主財源の確保は、渡嘉敷村観光協会が自立・自走していくためには、最重要な課題であり、最も困難であり時間を有する課題と言えます。であればなおさら、一刻も早く議論を始め、遅くとも初年度に試行的な実施を行い、3 年度目には安定した事業展開できるような事業化を目指す必要があります。

ぜひ、設立準備委員会では、その覚悟を決める議論が展開されることを期待しております。

(2) 事業計画の詳細内容の確認

こちらは事務局より説明があるかと思しますので、皆様でご確認頂ければと思います。

2. 自主事業（自立財源の確保）の事例紹介

有名な事例ですすでに検証済みと思いますが、地域資源を再構築し着地型旅行商品を造成した事例

◎長崎県小値賀町（五島列島）

○地域概要

面積： 25.46 km²

人口： 2588 人(2017 年 3 月 1 日)

- ・九州の西海に浮かぶ五島列島の北部に位置し、大小 17 の島からなる火山群島で、そのほとんどが西海国立公園に指定

○観光事業における自主財源の確立

観光事業のコンセプト：島ぐるみのアイランドツーリズム（島暮らし体験）

- ・2007年に、観光協会、自然学校、民泊組織の3者合併により、NPO法人おぢかアイランドツーリズムとして誕生。
- ・従来は自然体験を中心とした小中学生の受け入れを実施
- ・島の環境を活かした漁業や農業、「普通のおうちに家族のように泊めてもらう」民泊を商品化
「一緒に食事をつくり、釣りをし、乳搾りをする」といった体験を提供
- ・古き良き日本が残る小値賀の日常こそ価値があるとして、農家や漁家に直接宿泊してもらい民泊を提案。当初は後ろ向きだった島民も徐々に理解し、民泊受入件数も増加（初年度7軒から3年後には50軒に拡大）
- ・2009年には、事業としての観光まちづくりをスタートするために株式会社小値賀観光まちづくり公社（総称 おぢかアイランドツーリズム）を設立
- ・町から支援を受けて古民家を改修し、大人を対象とした着地型旅行商品「小値賀を暮らす大人の旅」を開発、この事業では古民家の清掃や庭の手入れ、クリーニングなどを島内で委託するとともに、雇用を創出

小値賀町では、島での「暮らし」を地域の価値として、観光客に販売する商品を開発しています。渡嘉敷村では何が地域の価値なのか（言葉遊びのようですが、地域資源ではなく地域価値です）を、再構築し、着地型旅行商品を開発することが重要だと思います。今後も引き続き検討していくことが必要です。

この小値賀町の事例を真似するのではなく、自然を活かした卒業・修学旅行受け入れを次にどう展開するか考えていく必要があるのではないかと思います。

少子化により大学における学生の定員確保も厳しく、また教育学部が減少傾向にあるなか、修学旅行に頼るといことは、これから先それに代わるもの、プラスアルファになるものを造っていく必要があるのではないかと思います。

その一つの事例として小値賀町は島のなかの暮らし、それ自体を観光資源にしてきたという、一つの方向性として参考になるのではないのでしょうか。

渡嘉敷の自然の資源はたくさんあると思います。その資源を活用することで人がよりいい暮らしであったり、より良い体験であったり、より良い何かに繋がるような価値を生むものにしていかないと単なる競争となってしまう、そうではなくここでしか満足できない価値、それが何なのかということも考えていかれると、修学旅行のプラスアルファになる新しい観光旅行商品が造れるのではないかと考えております。

平田春吉 委員)

今後の作業の中で、商工会からの修学旅行受入事業の収支の資料の提出と予算の移行の調整とありますが、その受入れのことについてお聞かせ頂きたい。

ライヴス 花咲)

そのことにつきましては、後程収入の部分でご説明したいと思います。

ご説明の前に事業計画書（案）についてですが、議論して頂きたい事項を 3 枚目の資料を見ながら説明をしていきたいと思ひます。

まず I 収入の自己資金ですが、会費収入は会員の年会費を 10,000 万円として、35 事業者の方々に観光協会へ加入した頂き、350,000 万円と計上しております。

前は 40 事業者でしたが、事務局会議にアドバイザーとして商工会の方々にも加わってもらっておりますが、実際の事業者数をお聞きしました。商工会へは 72 事業者が加入しているとのことでしたが、個人や法人、重複などを除いたり、観光事業者だと 35 事業者ということでした。

ただし会費につきましては、後程みなさまにご議論頂きたいと思ひます。

続きまして、②修学旅行受入事業収入ですが、商工会から平成 23 年度と 25 年度の修学旅行収支決算書を事務局会議に提供して頂き議論いたしました。

先ほど平田委員からご質問のありました手数料収入ですが、平成 25 年度の修学旅行収入が 270 万円ということで、平成 23 年度よりも低い数字ですが、来年度の修学旅行の受け入れ人数の目途を考えると、平成 25 年度の方が参考になるとのことです、平成 25 年度を採用し、事業収入としております。

修学旅行受け入れにつきましては、商工会でも議論をされているとのことですので、後程会長からお話し頂けたらと思ひます。

続きまして補助金についてです。

① 渡嘉敷村観光関連事業

渡嘉敷村から商工会へ観光関連事業ということで年間 400 万円の補助金が支出されておりますが、修学旅行の受け入れ事業費の目安として 300 万円を計上しております。

② 誘客プロモーション業務

これは一括交付金事業で行われているものですが、観光協会が加わるとなりますと事業が発生するという目途で 100 万円としております。

それから③着地型旅行商品開発、ふるさと納税事務代行業務、④施設管理料（旧船舶課事務所）、⑤自動販売機管理委託業務につきましては、これから村との検討事項ということで、渡嘉敷村役場と相談しながら決めていくということでございます。

収入合計は 7,050,000 円で、自己資金の①350,000 円、②2,700,000 円、補助金①3,000,000 円、②1,000,000 円を合算したものです。

続きまして支出のご説明をいたします。

旅費交通費として渡嘉敷村観光客誘客プロモーション事業、修学旅行受入事業の実施に伴う PR イベントへの参加のための旅費・交通費として 700,000 円を計上しております。

続いて人件費ですが、3 人で観光協会を運営するということが①7,421,900 円、②3,600,000 円の合わせた金額を計上しております。

それから③修学旅行の受入事業保険料として 1,070,000 円、④ホームページの作成として 1,000,000 円、⑤事務所賃料（旧船舶課事務所）として 600,000 円、⑥社会保険料として 1,610,000 円、⑦事務所雑費（光熱費、電話代、コピー機等）として 600,000 円

オーソライズされていないものもありますが、合算しますと 16,601,900 円という形で支出がでてきます。

収入から比べますと大きな支出になっています。このことについてどうするかということをご議論頂きたいと思います。

支出の部分の金額が大きいのではないかという思いを持たれるかもしれませんが、南城市視察の際にお聞きしました点で、南城市は初年度 10,000,000 円の事業費で始まったとお聞きしております。市役所から課長級が事務局長として派遣され、あと 2 名の職員、計 3 名でスタートしたということでした。人数的には同じです。その課長級の人件費を除きますと大体同じ予算規模になります。

さて、先ずご議論頂きたいこととして会費についてですが、その前に商工会会長より、修学旅行受入を観光協会に移行するという点について、商工会のみなさまのご意見をお話して頂けないでしょうか。

新垣徹 委員)

9 月 12 日理事会を開いた際に、商工会が持っている組織の修学旅行受入部会をそのまま移行したいということを理事会では決議しました。ただ総論では、移行に賛成ですが、各論ではまだ詰めなければならないことでもあります。会として移行するのか、会を解体して個人として加入するのか、各論についてはあらためて協力会幹事会、総会で決めるということになっている。今月末の 30 日か 31 日に幹事会を開いて各論について話を決めていくということ、事務局から報告を受けたところです。

ライヴス 花咲)

収入のところで、修学旅行受入事業収入を入れておりますが、ここに関してはこのまま進めていってもいいという状況でしょうか。

新垣徹 委員)

修学旅行自体を観光協会で行うということに関しては、理事会では総意はできているが、各論では議論を残している。

次年度以降の窓口となる団体の事業計画案として計上することは問題ないかと思います。

ライヴス 花咲)

商工会には引き続き移行の準備を進めて頂けたらと思います。

新垣徹 委員)

各論で詰めていく過程で検討しなければならないことが出てくるかもしれませんが。

ライヴス 花咲)

会費、入会金についてです。まず入会金が必要か否かでございます。その参考として、沖縄県内の観光協会年会費についての比較表をご覧頂きながら、ご議論して頂きたいと思えます。

事務局会議にはアドバイザーとして商工会も入って頂いて、そのたたき台について議論をしました。渡嘉敷の場合、商工会と観光協会に入られる事業者さんが重なるのではないかと、ということがございます。観光協会ができて商工会をやめては困るのではないかと、ということも議論いたしました。逆に商工会があるから観光協会に入らないということも起こってはならないのではないかと。できれば観光協会、商工会にも入ってもらって渡嘉敷の経済発展に寄与してもらおう状況をつくりたい、ということを目途に考えさせて頂きました。

法人・個人、入会金は徴収をします。ただし、商工会会員の方は無料、ということで考えております。

会費につきましては、会員と賛助会員に分け、会員は渡嘉敷村内の在住者、法人・個人となります。その会員の方の年会費が1口10,000円で案をつくっています。

賛助会員は渡嘉敷村外の在住者、事業者で1口30,000円というかたちで案をつくっています。

県内の観光協会年会費を参考にしても、10,000円という額は決して高くないことが分かります。また賛助会員への年会費は、どの観光協会も会員よりも多く取っているということもあります。

以上、事務局会議で検討した結果、この案を準備委員会へ提案して、ご議論して頂きたいとお示ししております。

それから会員と賛助会員の違いは、権利としての差ですが、会員には議決権がありますが、賛助会員には議決権がないという区別です。

平田春吉 委員)

村内業者はいいのですが、賛助会員は少し考えた方がいいのではないかと。

ダイビング協会は3万円納めて加入したら自由にできる。いろいろと、止められなくなる。よくよく考えないといけないのでは。

ライヴス 花咲)

議決権の有無がありますので、歯止めはあるのではないかと考えます。

平田春吉 委員)

議決権ではなく、賛助会員も渡嘉敷で事業ができるかという点についてです。

ライヴス 花咲)

観光協会に入るか入らないかに関わらず、民間の場合ですと渡嘉敷村で事業を行うことに制限をかけることはできないと思います。

平田春吉 委員)

目に見えない制限がある。そのことで入会していないこともある。

ライヴス 花咲)

このことは定款との関わりが出てきますが、渡嘉敷村観光協会に会員として賛助会員を入れるかどうかということは、観光協会の中で議論するという方法も取れると思います。制約をかけることができると思います。

平田春吉 委員)

定款の中に入れて、審査基準とかを決めていけばいいので、検討して頂きたい。

ライヴス 花咲)

定款の中で議論していきたいと思います。

それでは入会金が必要か否か、入会金を取る場合は法人・個人の 10,000 円が妥当か否か、商工会会員のみなさまに加入してもらうため入会金は取らないでいいではないか、ご議論ください。

大城良孝 委員長)

みなさん入会金が必要か否か、あるいは無しにするのか、会費は幾らにするのか、みなさんの意見をまとめたいと思いますので、どうぞご意見、思いを伝えてください。

平田春吉 委員)

商工会会費と観光協会の会費を併せると 20,000 円余りになる。

商工会を設立するとき口数が少ないということで問題になった。マリン事業部分と宿泊部分の口数を調整した経緯がある。そうなると倍の金額になる。逆に商工会の会費を減ら

したほうがいいのでは。どちらも 10,000 円では厳しいのではないかと。

大城良孝 委員長)

その場合、商工会会員がほとんどで、商工会会員から観光協会に加入するわけですから、平田委員のご意見でしたら、観光協会の会費はほぼゼロということになるわけですか。

平田春吉 委員)

観光協会は 10,000 円にして、商工会の会費を半額にするということです。

新垣徹 委員)

本末転倒だと思います。新しい組織に合わせる必要はないと思います。

事業計画の数字を拝見させて頂いて、商工会としては会員の流出、脱会が一番危惧される場所です。ただ商工会会員が観光協会に入らないと組織は成立しません。

商工会は 75 会員で実質は 40 会員ぐらいです。私は入会金を取るべきだと思っています。

財源が厳しいのであれば、例えば会費を 15,000 円にして、商工会会員は 10,000 円という特典があれば、商工会と観光協会にも入れる。

どちらも同じ金額だと、商工会を出よう、商工会だけにして観光協会には入らないということも考えられる。

無料の観光協会もあるようなので、もう少し入会金については現会員に対してアドバンテージがもらえるのであれば、商工会会員が入会する場合は金額のお得感を持たせた方が、どちらにも行きやすいのではないのでしょうか。

金額についてはこれぐらいで妥当だと思います。

ライヴス 花咲)

渡嘉敷村内在住者の事業者に関して、二つの会員に分けるということで、商工会会員の方は 10,000 円、商工会会員でない方は 15,000 円または 20,000 円、というふうに金額の差を設けるといふ新垣委員のご意見です。

平田春吉 委員)

商工会と観光協会の両方を合算しないと行けない。両方に入れるようにしないと行けないのでは。

ライヴス 花咲)

観光協会設立後、直ぐに多くのメリット出すのは難しいのではないかと思います。観光協会が成長していく中で、商工会とは違うサービスを観光協会が加入事業者に対して、納めている会費以上のメリットを与えていくということだと、納得頂けるのではないかと思います。

ます。

観光協会と商工会の役割は違うと思いますので、組織的には別だと考えなければいけないのではないかと思います。

平田春吉 委員)

商工会も存在し、観光協会へも会費を納めるとなる、そのことを踏まえて額を決めて頂きたい。両方とも 10,000 円で、同じ人間が入ることになる。そのことも考えて頂きたい。

大城良孝 委員長)

商工会会員が納得する観光協会会費にするには、事務局が考えている金額を言って頂いて、その数字に対して議論した方がいいのではないのでしょうか

平田春吉 委員)

ここでは金額は決められないのではないかと思います。それぞれ会員に納得させないと、金額は出てこないのではないかと思います。

ここで決めてしまうと不満が出てくる可能性がある。

新垣徹 委員)

会費に関しては、準備委員会で議論した額を案としておき、観光協会設立時に金額は決めることもできるのでは。今日の準備委員会で金額の案を決めて頂き、持ち帰って、10月29日の理事会でその案を提案し決めた方が、今後の活動はやりやすいと思います。

國吉真之助 委員)

未知数であるが、35 事業者よりは 50 事業者が来た方がいい。入りやすい金額にしたほうが本音である。商工会にも属さない独立したフリーの事業者がいる。そのような人たちにも PR するためには、安いから入ろうではなく、魅力的な組織であること、会員のメリットがあるから入りたい、金額の問題ではないのではないかと、ただ会員の総意、意見も取り込まないといけないのでは。一旦持ち帰りでもいいと思います。

金額は提案しているものでいいと思います。

新垣徹 委員)

設立当初だと、商工会非会員ですと 25,000 円必要だということですよ。

それであれば、差額は大きいので提示はしやすいのではないかと思います。

國吉真之助 委員)

35 事業となっているが、50 事業者を集めるだけの材料があればいいのですが。

ライヴス 花咲)

収入を多く見積もって実際は少なくなってしまうと考えると赤字になるようなことがないように、リスクを考えたものとなっています。修学旅行の受入事業も来年度の見込みも考えて入れております。

大城秀幸 委員)

事務局案でいいと思います。

ライヴス 花咲)

村の総意を得るための準備委員会ですので、他の部署や団体のみなさまからもご意見を賜りたいと思います。

玉城広喜 副委員長)

設立当初は、商工会会員がほとんどだと思いますので、商工会会長の意見を踏まえた金額で会員 10,000 円、非会員 15,000 円を示して、考えた方がいいのではないかと思います。

ライヴス 花咲)

入会金に関しては、法人・個人は 10,000 円、商工会会員は無料。会費については 2 つに分かれ、商工会会員は 10,000 円、商工会非会員は 15,000 円、賛助会員は 30,000 円。これを準備委員会案として、商工会会員に諮って頂き、その後準備委員会に提出してもらおうということによろしいでしょうか。

大城良孝 委員長)

それではその金額を準備委員会では決め、その資料を商工会へ提供し、会員の意見を聴いて頂いて、今後は進めて行きたいと思います。
それによろしいでしょうか。

全員賛成

それから、賛助会員の加入については如何でしょうか。

新垣徹 委員)

賛助会員については、商工会に対しても同じですが加入申し込みがあった場合に審議をする形にする。

大城良孝 委員長)

賛助会員には誰でも入れるようにしない。

ライヴス 花咲)

他の事例ですと、JTB 沖縄や OTS、地方自治体なども賛助会員として入ることもあります。

口数で寄付する形があります。

先ほど平田委員が懸念されておりました、渡嘉敷を荒らすような事業者が入ってくる場合には、定款で排除する方法があるのではないかと思います。

それから 30,000 円の数字が妥当かということは如何でしょうか。

平田春吉 委員)

いいのではないのでしょうか。

新垣徹 委員)

1 口 30,000 円ですよね。大きいところは 10 口入ってもらうこともあるのですよね。

ライヴス 花咲)

賛助会員は 1 口 30,000 円ということによろしいでしょうか。

全員賛成

それでは検討事項を進めていきたいと思います。

支出の部分でいらぬもの、また収入の部分でもっと他のものが出てくるのではないか、などご意見やアイデアを出して頂けたらと思います。

あと、来年度に間に合うかということもありますが、座間味村や粟国村は地域おこし協力隊が観光協会の運営を担っているケースがあります。そこは人件費が別の予算で出ている事例もあります。

そのことも踏まえ、3 名体制がどうかということをご議論頂きたいと思います。

今のところ村からの出向は無いということもありますので、初年度は 2 名体制で運営をするということで、修学旅行受入担当と事務局長、もしくは修学旅行受入担当と窓口業務の職員という形もあります。ちなみに国頭村の場合 1 年目は事務局長を置かず、今年度から村役場の退職者が事務局長に赴いています。商工観光課と連携しながら 2 名体制ということもあるかもしれません。

新垣徹 委員)

来年 3 月、4 月に出向が厳しいのかもしれませんが、設立後将来も厳しいのか、国頭のような 1 年後の出向体制が整えば可能なのか。

大城良孝 委員長)

必ず役場からの出向でなくても、退職者を事務局長に置くとか、あるいは40代の仕事をしている人を採用して事務局長にすることもある。村の職員採用も厳しい状況にある。3名体制は進めていきたいと思いますが、一年後の出向となると人事も含めて協議をしないといけないと思います。

新垣徹 委員)

事務局長を採用した場合、村の予算で人件費をだせるのですか。

大城良孝 委員長)

そういった方向性で話し合いをしないといけないと思います。

平田春吉 委員)

出向の場合、役場から半分は出るということではなかったか。

新垣徹 委員)

南城市の例だと、初年度事務局長を担当部署の課長級を出向させることによって、行政とのパイプ役として予算獲得など交渉もスムーズにいくということ、先進地で聴いてきたので、前回の会議で提案させてもらった経緯がある。

大城良孝 委員長)

南城市のように大きな組織ではないので、観光協会が設立されても行政との関係は非常に密な情報交換や会議は出来るのではないかと、また役場の職員が出向しなくても、互いに困ったことや補助金の調整などは十分できると、考えております。

新垣徹 委員)

厳しいようであれば事務局長は置かず2人体制で初年度はスタートして、会長副会長や役員はいると思いますので、その体制で頑張ってもらって、商工観光課にも事務局をサポートしてもらいながら、1年間はノウハウをつくっていくのでいかがでしょうか。事務局長は必要ですので、定款上では事務局長は置いといて、空席にするという形でもいいのではないかと思います。

大城良孝 委員長)

設立当初は2人でやってみて、厳しいようであれば3名へ、2人で頑張れるのであれば2人で、あとは内部昇格で局長へ、1人は本採用、1人は賃金で雇うことができれば2年目か

ら考えるということで、初年度は 2 名体制でやっていけたら村との調整もスムーズにできるのではないかと思います。

ライヴス 花咲)

直接人件費として局長の経費がありますが、社会保険料が入っておりませんのでプラス 60 万ぐらい入る形になりますので、約 550 万円の支出が削減できることとなります。

新垣徹 委員)

事務所の賃貸料 60 万は決めないといけないですか。

大城良孝 委員長)

役場のなかでも未だ検討していないので、これから庁議にもかけ、村長の判断も仰ぎたいと思います。早い時期に提案したいと思います。賃料の件に関しては庁議で検討して報告いたします。

ライヴス 花咲)

初年度局長は置かないということで、2 名体制で提案するというところで如何でしょうか。

全員賛成

ライヴス 花咲)

続きまして定款についてです。

十分議論しないとイケない部分として、赤字部分に注目して頂きご指摘頂きたいと思えます。

まず、第 5 章の役員についてです。

第 22 条

当法人に次の号の役員を置く。

- (1) 理事 3 名以上 15 名以内
- (2) 幹事 2 名以内
 - 2 理事のうち 1 名を会長とする。
 - 3 会長以外の理事のうち、3 名以内を副会長とする。
 - 4 第 2 項の会長をもって法人法上の代表理事とし、前項の副会長をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

以上が定款案です。

役員に関してはどのような方になって頂くか、しっかり議論しないといけないのではないかと思いますし、観光協会の方向性を決めていくものですので、ご議論頂きたいと思います。

座間味村の場合は村長が会長をされていますが、県内では商工会会長や元会長、役員が観光協会会長をやられているところが多いようです。

公証役場で定款の認証を受けるためには、役員になって頂けるみなさまに設立時理事になって頂いて、住民票を頂いたり、実印を押してもらったりします。法人登記の際、申請書類が整っていないと時間がかかる場合がございますので、同時進行で議論を深めて頂きたいと思います。

新垣徹 委員)

商工会定款の役員との違いで、何名以上何名以内というところは、商工会は基本的には実数を出しています。この観光協会の規模であれば、奇数の実数をきちっと入れた方がいいのではないのでしょうか。

ライヴス 花咲)

この定款案は、3つの他市町村の観光協会定款を参考にしながら作成しております。一つは座間味村、国頭村、北谷町観光協会です。いずれも最近設立された観光協会でございます。

平田春吉 委員)

この定款のなかに会員の条件がないのではないかと。

ライヴス 花咲)

条件につきましては、第3章の第5条、第6条をご覧頂きたいと思います。「理事会の承認」という部分が該当すると思いますが、さらに明確にした方がいいということでしたら、この部分を変えることもあると思います。

また、設立時役員につきましては、準備委員会委員がそのまま理事に赴くという事例もあるようです。

定款につきましては次回も熟議が必要ではないかと考えております。

大城良孝 委員長)

設立時役員については、今すぐに決められないのではないかと。事務局含めて、委員のみなさまのご意見を聴いて、次の会議に出したほうが議論しやすいのではないのでしょうか。

ライヴス 花咲)

只今委員長からご提案がありました。如何でしょうか。

次回の事務局会議で案をつくらせて頂きまして、委員のみなさまにはご議論頂きたいと思います。その場合は個人名ではなく充て職で提案させて頂くことになるかと思ひます。

大城良孝 委員長)

先ほど新垣商工会長から提案のありました、第 22 条の人数の記載方法は、定款の書き換えに費用が掛かるということもありますので、確認をお願いします。

ライヴス 花咲)

実数をいれるのか、幅を持たせたほうがいいのか、ご意見如何でしょうか。

新垣徹 委員)

商工会の場合は役員改選の時だけ、登記は変更していませんので大丈夫ではないでしょうか。

大城良孝 委員長)

理事が 1 人欠けていても、運営に支障をきたさなければ年間を通して、総会の時に役員を補充するというのであれば、決めた方がいいかもしれませんね。

ライヴス 花咲)

それでは、数は決めていきたいと思ひます。
議決を採るための奇数で行きたいと思ひます。

新垣徹 委員)

参考に商工会は会長 1 名、副会長 2 名、理事 8 名 計 11 名です。

ライヴス 花咲)

渡嘉敷村の規模を考えて、理事 11 名、会長 1 名、副会長 2 名、監事 2 名
でよろしいでしょうか。

全員賛成

続いて、役員報酬についてです。

現在支出の部分に計上してありませんが、必要となれば支出に入れたいといけません。

例えば座間味村の場合、会長が村長ということもあり無償になりますが、業務内容によっては旅費、交通費などが必要となる可能性がありますので、直接経費に計上させて頂いて

おります。

例えば南城市の場合、会長は 30,000 円、副会長は 10,000 円を 2 名分、月額 50,000 円で交際費にあたるものとして計上しているようです。年間 600,000 円を支出しているようです。

新垣徹 委員)

無報酬でいいと思います。

ライヴス 花咲)

今の案の段階では無報酬で、事業計画にも計上しないということで進めていきたいと思えます。

ライヴス 花咲)

委員のみなさまには大変お忙しいと存じますが、改めて定款案をご覧頂きまして次回の会議でご指摘頂きたいと思えます。

山城委員長)

質問等ございましたら、事務局をとおしてお願いしたいと思えます。

ライヴス 花咲)

次回の会議前に委員のみなさまにヒアリングをさせて頂いた方がいいのではないかとと思えます。定款につきましては、これに基づいて観光協会は進んでいきますので、非常に大切です。みなさまのご理解があるなかで決めたいと思えますので、ヒアリングにお伺いしたいと思えます。

観光協会全般のことや、定款、事業計画などご質問ありましたら賜りたいと存じます。

玉城広喜 副委員長)

定款には観光協会の住所は必要ないのでしょうか。

ライヴス 花咲)

最小行政区すなわち市町村その他これに準ずる地域でよいとされています。

松本晃 委員)

第 5 条にあります「協力会員」はどうするのでしょうか。

ライヴス 花咲)

今日の議論を受けてここも変更し、削除いたします。

篠崎健司 委員)

協力会員はなしということですか。

ライヴス 花咲)

そうです。他の観光協会でも賛助会員、賛同会員とかありますが、本日案を決めて頂きましたので、削除します。

篠崎健司 委員)

第7条の経費の負担についてですが、「入会金および会費」ということになりますか。

ライヴス 花咲)

費用の部分につきましては、別途定めるということもあります。

新垣徹 委員)

これとは別途に規程をつくらないといけない。規定で細かい項目の部分是对应する。理事会で承認できる。

ライヴス 花咲)

現在規定は作成途中ですが、中身につきましてはポイントをご説明できるようにしたいと考えております。

仲里隆司 委員)

第4条(13)は必要なのでしょうか。他の観光協会にもあるのでしょうか。

ライヴス 花咲)

事業を行う際、定款にないものを行う場合、定款を変更しなければなりません。途中事業が自由にできるようにということで、事業を多く入れさせて頂いております。キャラクター・ロゴマークでも南城市の場合「なんじい」は収益を上げているケースがあります。

篠崎健司 委員)

(13) 食料品の販売などでしょうか。

新垣徹 委員)

これはレストランではないでしょうか。飲食をやっているところもある。

ライヴス 花咲)

例えば沖縄市の場合、物産関係も一緒に取り扱っています。観光協会の売り上げに繋げるものです。

平田春吉 委員)

(22) の移住・定住とは。役場の事業では。

ライヴス 花咲)

伊平屋の例で、古民家再生などの事業です。

それは役場から観光協会に事業を委託して、観光協会の仕事を増やして運営を維持するということもあるかと思います。

(21) スポーツ合宿などはできたらいいと思います。先ほど篠崎先生からお話がありましたように、国内の少子化問題もありますので、海外からスポーツ合宿を誘致するというとも考えられます。沖縄市の場合は海外からの野球など合宿が多いと聞いています。

大城良孝 委員長)

本日は資料を頂きましたので、次回の準備委員会の前に事務局がヒアリングを行いたいということですので、資料に沿って疑問点や注文等ございましたら、ヒアリングの際、事務局に申し付けてください。そして、4回目の準備委員会で意見の交換をして頂きたいと思います。

本日お忙しいところありがとうございました。

以上